

# 令和元年あきる野市農業委員会10月総会議事録

令和元年10月25日（金）午後1時30分、令和元年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局 金子公晃、橋爪貴英

## 議事日程

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について               |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について            |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について               |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。台風19号によりまして、あきる野市内でも初めてというほどの被害が出ているそうでございます。台風以外でも雨が続きまして、皆さんも農地へ出るのが・・・施設の方は大丈夫かも知れませんが、露地の方は農地へ出るのがなかなか難しくなって、作物あるいは雑草等にやられているのではないかなど、私の畑を想像しながら言っているのですが、大変な目に遭っているのではないかと思います。また今日も雨が降りまして、どういう状況になるか分かりませんが、先ほど産業祭の話題が出ましたけれども、産業祭運営委員会で話し合いがありまして、このたびの被害において産業祭をどうすべきか、ということが話し合われたのですが、やはり沈んでいる時こそ元気を出そうということで、奥多摩町は中止になったそうですが、その他の近辺の市町村はやるということで決しているようでございます。したがって、あきる野市も元気を出そうということで、例年通りほぼ変更なく産業祭をやることになりました。それで、農業委員会としても産業祭には特に前日いろいろお仕事していただくことがあるのですが、是非そちらの方にご協力していただきたいと思っております。また、このような沈んだ天気、災害の中、1つおめでたいお話がございまして、前農業委員会会長であります、平野正延さんが内田農業振興会の緑綬功労賞を受賞されることになりまして、来月半ば頃に表彰式が明治神宮で行われるということになっております。今までいろいろ、農業委員会始め自分のお仕事もご苦労なされた功績が認められたんだと思っております。是非皆さまも将来そういう賞を受けられることをお祈りしまして、今日の総会もご協力をお願いしまして、終わりにいたします。よろしく申し上げます。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告。9月26日に、事務局が農地関係部会長研究集会に参加しました。10月8日に、事務局が日野市・小平市の方に先進地視察研修に行きました。10月9日には羽村市農業団体協議会が田中克博委員の圃場を視察いたしました。諸報告は以上となります。本日の署名委員は小田川委員と嶋崎委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員4名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受67について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。そうしましたら、議案書の1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和元年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受67 朗読)

以上になります。

(議長) それでは、收受67につきまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。10月18日に事務局の金子さんと橋爪さんと3名で現地確認に行っていました。案内図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

ここは△△△△が植木と黒土を保管していた場所だったので、現在ケヤキが1本残っているのと、まだ少し黒土を移動しなければならないと思うのですが、あとは〇〇〇-〇という所の境にずっと垣根が植わっているのですが、それは農業をするに当たってはさほど問題はないと思います。〇〇〇さんには確認を取ってないのですが、一応残土を移動するに当たっては重機等△△△△の方にあるので、それで残土を移動して受け渡ししていくことになると思います。〇〇〇さんは毎日ファーマーズセンターに出荷している結構熱心な方で、息子さんもここで仕事を辞めて一緒にやっているようなので、問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受67について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして第2号議案ですが、経路3・経路4については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。そうしましたら、2ページをご覧ください。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和元年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・経路3 朗読)**

**(第2号議案・経路4 朗読)**

以上になります。

(議長) それでは経路3・4について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それではご説明いたします。7ページの地図をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

ここに●●と書いてある家の南側に斜めに入って西へ行く道があるのですが、今回の申請地、〇〇〇-〇、△△△-△は、この斜めの道の途中にあります。この申請地の少し南側には私の畑もございまして、自分の畑に行く時に道がないものですから、この斜めの道に入って、西へ回って、この申請地の西側を南に入って行くのですが、ここを何回か通っているうちに、3月頃、ここは梅林だったのですが、ビニールを貼って、区切って、何かやっていたんですね。そのうち、1ヶ月ぐらい経って4月13日、トラクターで畑をうなりに行くのに通ったら、ちょうど鉄パイプを組み出したんですよ。ここは畑のはずなんだけど、と思ひまして、金子さ

んにその場で電話して確認しましたら、ちょっとまずいと。なので、そのまま止めさせていた  
だいて、現在に至っております。そんな場所で、実際、この斜めの道の右側、東側は全部家にな  
ってまして、それで西側はご存じのように梅林、栗畑の荒れた場所、それから草畑と言う  
か……。やはり道もなかなかないような場所なので、荒れ地と言っていいか、我々やれる人  
は細々とやっている、そんな場所でございまして、まあ、放置しておくよりもきれいになっ  
ていいのかな、資材置場等にして草を退治してもらった方が……。そんな気が今いたしており  
ます。以上です。

(議長) 続いて転用理由書の説明を、お願いします。

(事務局) はい。転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい  
ますか？

(坂本委員) この道というのは、どれくらい幅員があるのですか？

(事務局) 幅員は3メートル切るぐらいです。

(嶋崎委員) 農道のままです。

(事務局) それで、今回転用するに当たって、この畑の一部、1メートル下がった形で道路敷と言  
うか、資材置場として使いつつ、目の前をちょっと広く使うような形で、計画はしております。

(坂本委員) ●●屋さんだと、2トン車、3トン車とか、そういうが入ってくると思うので、確  
認ためです。

(小田川委員) あの、ちょっと勉強のためなんです、これは意見書を付して都知事に出すという  
ことですが、第2種農地とか、第3種農地とかありますよね？ここは第2種でいいのですか？

(事務局) ここはですね、第2種の中でもその他第2種農地という形になりまして、一団として市  
街化に近いエリアの、その中でも2種農地になるのですが……

(小田川委員) そういう理由で送る訳ですか？

(事務局) 農地種別としてはその他第2種農地という形で送ります。農地種別というのが、甲、  
1種、2種、3種という形でありまして、3種農地というのは基本的にもう転用やむなし。  
転用の届けが出れば、基本東京都も許可をしない訳にはいかないというエリアになってまして、  
2種については、他に場所がない場合、代替性がない場合については特段許可をするよ、と定  
められているエリアになります。今回、いろいろな所を当たったけれども無くて、ここに行き  
着いたということで、他に代替性がないということで、東京都の方も事前相談の段階では許可  
はいただいております。

(議長) 他にご質問ございますか？……よろしいでしょうか？

ないようですので、経路3、4について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達  
については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、番号1に  
ついて、事務局、説明願います。

(事務局) はい。そうしましたら、議案書3ページをご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上になります。

(議長) 続きまして、番号1の平沢分につきまして、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る10月16日、事務局と唐澤委員と3名で現地を見てまいりました。地図は8ページをお願いします。

**(現地案内図 説明)**

こちらの畑ですが、下の草刈りの方はすぐできていまして、面積が約●反●畝ばかりなのですが、栗の木が全部で5本ぐらい、20年ぐらいのが1本、1～2年が2本、4～5年が2本植わっています。よろしく願います。以上です。

(議長) 続きまして、番号1の秋川分につきまして、担当の兵藤委員、説明願います。

(兵藤委員) はい。同じく10月18日に事務局の2人と3人で現地を確認いたしました。場所は地図の9ページです。

**(現地案内図 説明)**

こちらの2筆は共にキャベツ、ダイコン、ジャガイモ、それからマルチをかけた部分は、そのまま、まだ何も植えられてなくて、まあ、こういう部分も含めてありましたが、一応栽培はされていると。何も栽培されていない部分も草などは生えておりませんで、いつでも再開できるような状況でありました。そしてこの畑から少し南へ行った所の畑ですが、こちらはナス、サトイモ、ネギ、それから花もありまして、菊その他が植えられておりまして、一部使っていない所もありますけれども、いつでも再開できる状況でございました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員、兵藤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは同じく3ページをご覧ください。

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上になります。

(議長) 続きまして番号2について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。地図は10ページをご覧ください。10月18日、事務局と現地を確認して来ました。

**(現地案内図 説明)**

こちらは栗林、下の草も刈られておりまして、きれいになっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。そうしましたら、議案書4ページをご覧ください。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上になります。

(議長) 続きまして、番号3の雨間分につきまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では、説明させていただきます。去る10月18日に事務局の金子さん、橋爪さんと3名で現地調査に行っていました。地図は11ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑はダイコン、サトイモ、きれいに栽培されておりまして、またチャボヒバ、キンモクセイなど植木の方もきれいに手入れされて、いつでも出荷できるような態勢で栽培されておりました。それと、ちょっと空いている所もあるのですが、きれいに耕耘されていていつでも次の作付けができるような状態でした。何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) 続きまして、番号3の二宮分につきまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく18日に事務局と3名で現地確認をしてまいりました。12ページの地図をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

先ほど平野さんが言われたとおり、植木の仮受けの畑に使っておりまして、両方とも手入れがしてあるヒバやサツキ等がそのまま仮受けしてあって、きれいに管理されておりました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員、堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。同じく4ページになります。

**(第3号議案・番号4 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして番号4について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは資料の13ページをご覧ください。現地確認は10月18日に事務局2名、計3名で行ってまいりました。

**(現地案内図 説明)**

畑の方はブルーベリーですとか、ネギ、いろいろな夏野菜が結構植わっておりまして、ブルーベリーに関しましては除草シート等が敷いてありまして、雑草退治もしてありました。ただ、畑のすぐ南側が〇〇さんの自宅なのですが、この畑の南側の少し出ている部分に、ちょっとしっかりした建物がありまして、ちょっとこれはどうなのかと思ひまして、中を確認したところ、農機具ですとか肥料ですとか、そういった物が入っていたというところで、農業用の倉庫という事で問題ないと思ひます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願ひます。

(事務局) はい。そうしましたら、同じく4ページをご覧ください。

**(第3号議案・番号5 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして番号5について、担当の小田川委員、説明願ひます。

(小田川委員) はい。10月18日、事務局と現地を確認いたしました。地図は14ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらは栗林になっておりまして、下はきれいに刈ってあるということで、特に問題ないと思ひます。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願ひます。

(事務局) はい。そうしましたら、5ページをご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和元年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の堀江委員、説明願ひます。

(堀江委員) はい。同じく今月18日に事務局と3名で現地確認に行つてまいりました。地図の

15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑のすぐ北にある□□□-□の住宅は、この△△△さんの義理の弟さんだと思うのですが、●●より分家に出てまして、その方がこの○○○-○の畑をかなり熱心に管理していたのですが、ここでやはり高齢のために、現状としてはきれいに耕耘してありますが、作物は今のところは植わっていませんでしたが、今までずっとその方を主にちゃんと管理されていたので、問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(坂本委員) あの、面積が●●●㎡なのですが、周辺の農地と連単している・・・？

(事務局) 連単しております。

(堀江委員) 隣がもうずっと畑になっていますので。

(議長) では、道連れとかは影響ないということですね？

(事務局) はい。大丈夫です。

(議長) 他に何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1について、△△△さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和元年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月25日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。よろしく願いいたします

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時14分